

## 同等品で入札を希望する場合の手続について

入札仕様書等に「同等品可」と表示のある物品については、指定品として示したメーカー・型番の品目のほか、それと同等以上の品物（以下「同等品」という。）を選定し、入札に参加することができます。

同等品で入札を希望する場合は、必ず別紙「同等品確認書」を作成し、入札案件ごとに定められた質疑の方法により、事前に契約検査課へ同等品の確認をしてください。

同等品の確認結果は、電子入札システム若しくはその他の方法により全ての入札参加者に公開します。

### 注意事項

- 1 同等品は、指定品と規格（形状、材質、色等）、品質及び性能（以下「品質等」という。）が指定品と同等以上であって、メーカーの既製品を基本とします。定価につきましては、品質等が指定品と同等以上と判断できる場合は、原則、金額の違いはありませんが、案件によっては判断材料とすることがあります。
- 2 同等品確認書を提出する際には、同等品として提示した機器等のカタログの切り抜き、カラーコピー及びホームページ等の写真など品質等や定価が分かるものをPDFファイルにして添付してください。  
カタログ表示品を一部加工等するときは、申請品目の「同等品の規格・仕様等」欄に明記するとともに図面及びメーカーの定価証明書（写しも可）を添付することとします。
- 3 グリーン購入法に適合する品目には、適合品目であることが確認できる資料を添付してください。
- 4 指定品が廃番等の場合も同等品確認申請をしてください。

事前に確認を受けていない同等品で見積もり、落札候補者となった場合、その物品で契約を締結することはできません。また、入札前に指定された方法で確認をとっていない物品で落札したことが落札後に判明した場合は、次のいずれかの対応となります。

- ・指定品を納入するか、既に同等品として認められた物品を納入します。
- ・仕様を満たす物品の納入ができない場合には、落札後契約辞退の取り扱いとなり、一般競争参加停止及び指名停止の措置を受けることとなります。

# 同等品確認書

|       |  |
|-------|--|
| 確認申請者 |  |
|-------|--|

入札件名 : \_\_\_\_\_

|   | 指定品の規格・仕様等 | 同等品の規格・仕様等 |
|---|------------|------------|
| 1 |            |            |
| 2 |            |            |
| 3 |            |            |
| 4 |            |            |
| 5 |            |            |

当該確認書には、同等品として提示した機器等のカタログ又は規格及び性能を証明する書類をPDFファイルにて添付すること。

記載例

|   | 指定品の規格・仕様等                     | 同等品の規格・仕様等                     |
|---|--------------------------------|--------------------------------|
| 1 | (株) 社製 ノート型パソコン<br>1 2 3 4 5 6 | (株) 社製 ノート(商品名)<br>1 1 1 (型番等) |